

江府町条例第8号

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例に関する条例  
の一部の改正をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例の一部を改正する条例

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例（平成24年江府町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 屋内機器 建物内に設置するホームゲートウェイやONUと いった光ケーブルの接続機器をいう。</p> <p>(分担金の額)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>告知端末</u> 行政機関等が提供する告知放送を聴取するための機器をいう。</p> <p>(6) 屋内機器 建物内に設置するホームゲートウェイやONUと いった光ケーブルの接続機器と告知端末をいう。</p> <p>(分担金の額)</p>

第3条 分担金の額は、別表の工種に要した全ての経費とする。ただし、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例施行規則第2条に定める者は、その限りでない。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 略

2 分担金は、工事後に一括して徴収するものとする。

(分担金の不還付)

第7条 町長は、受領した分担金は還付しない。

別表 (第3条、第4条関係)

種	名称	内容
新設	全設	ドロップケーブルからホームゲームケーブルまですべて新たに設置する工事
	屋内機器	屋内機器を新たに設置する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を新たに設置する工事

第3条 分担金の額は、別表の工事に要する標準工事に1/2を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第4条 略

2 分担金は、工事をうりまで一括して徴収するものとする。

(分担金の不還付)

第7条 町長は、既に納めた分担金は還付しない。

別表 (第3条、第4条関係)

種	名称	内容
新設	全設	ドロップケーブルから告知端末まですべて新たに設置する工事
	屋内機器	屋内機器を新たに設置する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を新たに設置する工事

	導通試験	一度撤去した機器を再設置し、設定する工事
改修	キャビネット移設	引込経路の変更のためキャビネットを移設しドロップケーブルとインドアケーブルを張替する工事
	ドロップ張替	引込経路の変更のためドロップケーブルを張替する工事
	ドロップ短縮	引込経路の変更のためドロップケーブルを短縮する工事
	屋内移設	インドアケーブル及び屋内機器を移設する工事
撤去	簡易工事	ホームゲートウェイの設定変更又はホームゲートウェイの簡易な場所変更等の工事
	ケーブル	ドロップケーブルからインドアケーブルまでを撤去する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を撤去する工事
	全撤去	ドロップケーブルからホームゲートウェイまですべて撤去する工事
	導通試験	一度撤去した機器を再設置し、設定する工事
改修	キャビネット移設	引込経路の変更のためキャビネットを移設しドロップケーブルとインドアケーブルを張替する工事
	ドロップ張替	引込経路の変更のためドロップケーブルを張替する工事
	ドロップ短縮	引込経路の変更のためドロップケーブルを短縮する工事
	屋内移設	インドアケーブル及び屋内機器を移設する工事
撤去	簡易工事	告知端末の設定変更又は告知端末の簡易な場所変更等の工事
	ケーブル	ドロップケーブルからインドアケーブルまでを撤去する工事
	屋内設備	インドアケーブル及び屋内機器を撤去する工事
	全撤去	ドロップケーブルから告知端末まですべて撤去する工事

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。